

福岡県高齢者福祉功労者知事表彰要綱

(目的)

第1条 高齢者の福祉を増進するため、多年にわたり献身的活動を続け、地域社会に寄与した功績を顕彰し、もって、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰は、高齢者の福祉の増進に寄与した者で、第6条及び第7条の各号のいずれかに該当する者に対して行う。ただし、既に社会福祉関係で知事表彰を受けた者は除くものとする。

(表彰)

第3条 表彰は、知事が行うものとする。

(被表彰候補者等の推薦)

第4条 市町村長は、別に定める様式により被表彰候補者及び感謝状授与候補者を別に指定する期日までに知事に推薦するものとする。

(被表彰者等の決定)

第5条 選考委員会は、前条の規定により推薦されたもののうちから、第6条及び第7条に定める基準により被表彰者及び感謝状授与者を決定する。

2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療介護部長
- (2) 保健医療介護部次長
- (3) 保健医療介護部医監
- (4) 高齢者地域包括ケア推進課長
- (5) 介護保険課長

3 選考委員会の委員長は保健医療介護部長とし、選考委員会は委員長が招集し主宰する。

(被表彰者の範囲)

第6条 次の各号に該当するものであり、原則として既に市町村長、社会福祉協議会会長、老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「老人福祉法」という。）第5条の3に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）の長、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）の長又は介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「介護保険法」という。）第8条、第8条の2及び第115条の45に規定する事業（以下「介護保険法に規定する各種事業」という。）を行う事業所（以下「介護サービス事業所」という。）の長等から表彰を受けている者。

- (1) 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の職員で、高齢者が生きがいを持ち健康で安らかな生活を送れるよう積極的に養護に貢献し、又は要介護状態とな

った者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努め、その功績が顕著であり他の模範と認められる者（以下「高齢者の養護に貢献し、他の模範と認められる者」という。）で、その在職期間が4月1日現在で20年以上であり、かつ、現在も在職中の者（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）。

- (2) 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の職員で、高齢者の養護に貢献し、他の模範と認められる者のうち、その在職期間が4月1日現在で17年以上であり、かつ、施設長又は管理者として在職中の者。
- (3) 高齢者の養護に貢献し、他の模範と認められる者のうち、介護保険法第8条第2項に規定する「訪問介護」に従事する者（以下「訪問介護員」という。）で、その在職期間が4月1日現在で17年以上であり、かつ、現在も在職中の者。
- (4) 市郡町村老人クラブ連合会長又は単位老人クラブ会長の経験を有し、老人の心身の健康の保持に資する活動や、老人の福祉を増進する事業において、その功績が顕著であり他の模範と認められる者で、その在職期間が4月1日現在で5年以上であり、かつ、現在も老人クラブの会員である者。
- (5) 老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を積極的に実施する等、老人クラブの運営が特に優秀であり、他の模範と認められる者。
- (6) 民間人で、老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の慰問、理容、マッサージ等の社会奉仕活動を4月1日現在で7年以上行っている者又は団体。
- (7) 市町村老人クラブ連合会女性部長の経験を有する者で、老人の心身の健康の保持に資する活動や、老人の福祉を増進する事業において、その功績が顕著であり他の模範と認められ、その在職期間が4月1日現在で5年以上あり、かつ、現在も老人クラブの会員である者。
- (8) その他表彰に値すると認められる者。

（感謝状授与者の範囲）

第7条 次の各号に該当する者

- (1) 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の職員で、高齢者の養護に貢献し、他の模範と認められる者で、その在職期間が4月1日現在で15年以上であり、かつ、現在も在職中の者（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）。
- (2) 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の職員で、高齢者の養護に貢献し、他の模範と認められる者のうち、その在職期間が4月1日現在で12年以上であり、かつ、施設長又は管理者として在職中の者。
- (3) 高齢者の養護に貢献し、他の模範と認められる者のうち、訪問介護員で、その在職期間が4月1日現在で12年以上であり、かつ、現在も在職中の者。
- (4) 民間人で、老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の慰問、理容、マッサージ等の社会奉仕活動を4月1日現在で5年以上行っている者又は団体。
- (5) 高齢者相互支援活動員（シルバーホームヘルパー）で、地域のひとり暮らし高齢者等の介助援助を行い、その功績が顕著であり他の模範と認められる者で、その従事期間が4月1日現在で5年以上であり、かつ、現在も活動している者。

(6) その他感謝状授与に値すると認められる者。

附 則

この要綱は、昭和62年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月23日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。